資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限について（お知らせ）

一定の資本関係又は人間関係がある会社が同一の入札に参加することについては、公正な入札が阻害される恐れがあるため、実効ある競争の確保の観点から入札の参加を制限していますが、次のとおり取り扱いを改めます。

記

1　同一入札への参加を制限する基準

次のいずれかに該当する場合、「基準に該当する場合の取扱い」による対応を行います。

(1)　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

【親会社及び子会社の定義】

《親会社》

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの。親会社等は、組合（ＪＶを含む）及び個人を含む。

《子会社》

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの。子会社等は、組合（ＪＶを含む）を含む。

「経営を支配」とは

Ⅰ　議決権の５０％超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有

（更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。）

Ⅱ　議決権の４０％以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当

イ　自己所有等議決権の割合が５０％超

（自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。）

ロ　取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人
（自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。）

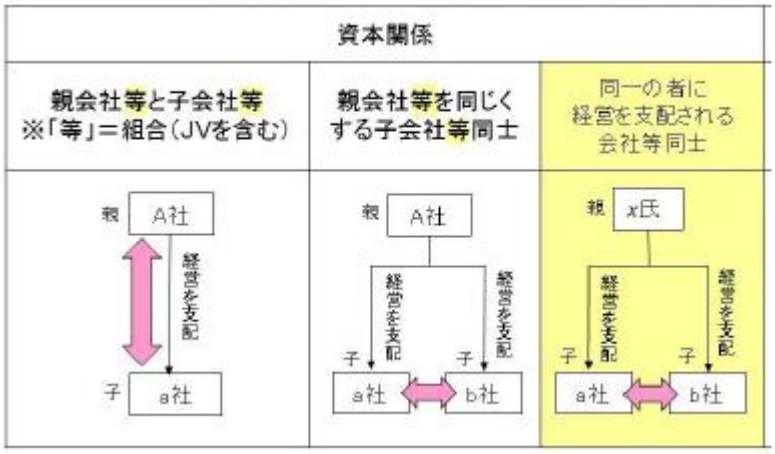
ハ　重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在

ニ　負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）の割合が５０％超
（自己出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。）

ホ　その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在

Ⅲ　自己所有等議決権割合が５０％超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の 2



(2)　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更正会社をいう。）である場合を除きます。

① 一方の会社等の役員（株式会社にあっては取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合にあっては理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除きます。

【役員の定義】

ア　株式会社の取締役（代表取締役、社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社にあっては執行役）

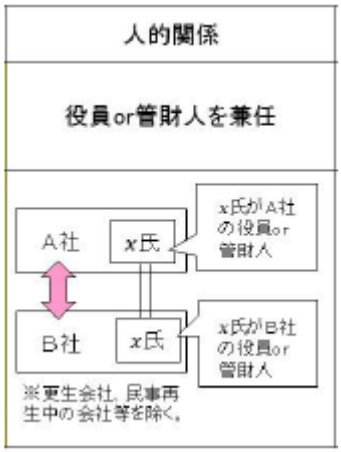
イ　持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員

ウ　組合の理事又はこれらに準ずる者

エ　会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

オ　委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※監査役、執行役員は、役員等に該当しません。

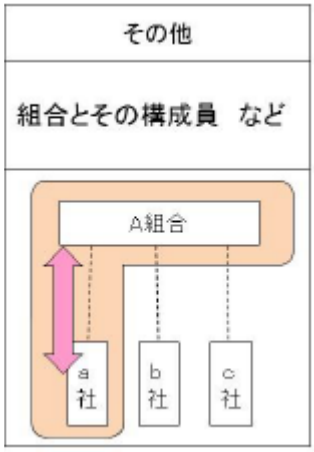


(3)　その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

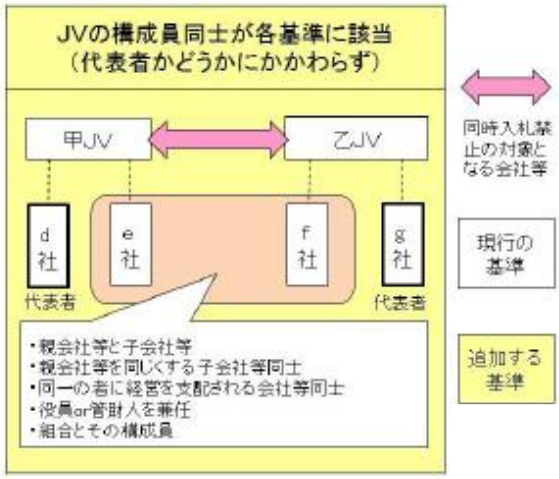
（例）組合（共同企業体を含む）の場合

組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。



2　共同企業体の取扱い

共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に上記に掲げる関係があった場合、同一入札へ参加することができません。



3　公告への掲載

一般競争入札公告の「入札参加者の資格」等において、「本告示日から落札決定の日までの期間において、入札に参加する他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がない者であること。」の旨、明記します。

4　基準に該当する場合の取扱い

(1)　同一入札に参加する複数の者の関係が基準に該当する場合には、無効の入札として取り扱います。

(2)　入札執行の完了に至るまでに、基準（共同企業体及び組合員の取扱いを含む。）に該当する者の一者を除くすべてが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とならないものとします。

5　基準該当の事実確認

外部から情報提供があった場合等疑義が生じた場合には、適切な資料を対象業者から提出させることにより、事実確認を行うものとします。

6　指名停止等に関する取扱い

「資本関係・人的関係調書」等に虚偽の記載、重要な事実の記載を怠った場合には、資格の取消し、あるいは指名停止の措置を行うことがあります。

7　事務手続

競争入札（見積）参加資格審査申請を行なう際、該当ある場合は別紙「資本関係・人的関係調書」を契約検査課へ提出してください。なお、その後変更があった場合も同様に提出してください。

8　適用日

平成２９年４月１日以降に一般競争入札公告を行うものから適用します。